

第五十五回 参議院 文教委員会 會議録 第十四号

昭和四十二年六月二十日(火曜日)
午前十時四十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 大谷藤之助君
理事 楠 正俊君
中野 文門君
秋山 長造君
鈴木 力君

委員

北畠 教真君
近藤 鶴代君
内藤三郎君
吉江 勝保君
小野 明君
小林 武君
千葉千代世君
柏原 ヤス君
林 塩君
鈴木 力君

議長 鈴木 力君

政府委員 文部大臣 剣木 亨弘君
文部大臣官房長 岩間英太郎君
文部省初等中等 斎藤 正君
教育局長 木田 宏君
文部省社会教育 局長 渡辺 猛君
事務局側 常任委員会専門 員

本日の会議に付した案件

○国立及び公立の学校の教員に対する研修手当の支給に関する法律案(鈴木力君外一名発議)

第六部 文教委員会會議録第十四号 昭和四十二年六月二十日【参議院】

○公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大谷藤之助君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

国立及び公立の学校の教員に対する研修手当の支給に関する法律案を議題といたします。

まず、発議者から提案理由の説明をお願いします。

○鈴木力君 ただいま議題となりました国立及び公立の学校の教員に対する研修手当の支給に関する法律案について、提案の理由と内容の概略を御説明申し上げます。

一般的にいつて、教育においては、教える人の問題が最も重要であり、教育の発展が個々の教員の人格及び教育的、技術的資質に依存するものであることは申し上げるまでもありません。そして、これらの資質を向上させるためには、教員の研修が欠くべからざるものであることもまた多言を要しないところであります。したがって、いまして、すべての教育計画は、教員が自主的、積極的に研修を行ない得るよう十分な機会の提供がはかられるとともに、専門的職務への集中を可能ならしめる措置が含まれるものでなければなりません。

わが国においても、このことはつとに認識され、教育公務員については他の一般公務員制度の特例としての教育公務員特例法が昭和二十四年に制定され、特別の研修制度がしかれております。すなわち、他の一般公務員が当局の行なう研修を受動的に受けるのに対して、教育公務員の場合は、能動的にみずから研修することを義務づけられていのであるとあります。教育者の本質、使命からして当然のことでありましょう。

しかしながら、このような教育者の使命もしくは義務の遂行も、教育者に対する待遇の考慮、研修費の提供、研修施設、設備の整備等の諸条件が確立されなければ、十分に期待できないこともまた言うをまたないところであります。かような点の理解があつたならばこそ、教育公務員特例法制定時においても、国会では、研修費に対する財政の裏づけの問題が真剣に討議され、法案修正の方針をきめたのであります。当時は占領下のこととて、遺憾ながら国会の意思は貫徹できなかったものであります。

その後、十数年を経ましたが、その間の文部省の研修に対する施策を見ますと、文部省講習会の開催、教育研究団体に対する補助金の支出、教育会館、教育センターの設立等、文部省の努力のあとがうかがえますが、これらの予算や施設はほんの一部の教員が利用し得るのみで、すべての個々の教員が研修に打ち込む予算の裏づけ、機会の提供からはほど遠く、むしろ、今日、教育学界において問題になっている教育課程の統制的押しつけ、画一的な天下り教育研究の推進以外に何らの意味がなく、現場の大多数の教師にとつてきわめて大きな不平不満の要因になっております。その結果は教育界に沈滞の風潮を招き、日本の真の教育発展に対して大きな不安を与えているのであります。

今日、教育公務員の待遇は、他の公務員と比較しても決してよいとは言えません。また、研修費についても、国立大学には相当額の講座研究費や教育研究費が予算化されておりますが、高等学校以下には全然ありません。ところが、私どもの最近の実態調査では、高等学校以下の教員が、研修のために毎月自分で購入する図書料は約二千元という事例が最も多いのであります。また、各種の研究會、講習會への参加や見学、研究のため

の出張、旅行等に要する費用と労力も相当なものにのぼつております。なお、旅費については、予算上は、教員一人当たり年間平均八千円程度であります。これは、赴任旅費や校長、事務職員の仕事連絡旅費等にはほとんど食われてしまひ、修学旅行、臨海学校、林間学校、対外試合等の付き添い旅費はPTA負担に依存している状況で、研修のための旅費は事実上皆無に近いのであります。このような実情を考慮いたしまして、教員のすべてに研修を積極的に進めたいというためには、この際、ぜひとも研修手当を支給する必要があります。

本法律案の内容をいたしましては、第一に、国立の高等学校以下の常勤の教員に対して月額四千円を研修手当として支給すること、第二には、公立学校の教員の研修手当は、国立学校のそれを基準として定めること、第三には、施行期日を昭和四十二年九月一日としていること、第四には、附則において関係法律の改正を行なひ、市町村立学校職員給与負担法の改正にともなひ、義務教育諸学校の教員の研修手当の半額は国庫が負担することになることを特に付言いたしたいと思ひます。以上であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(大谷藤之助君) 以上で本法案についての提案理由の説明聴取を終わります。

○委員長(大谷藤之助君) 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、文部大臣から提案理由の説明を聴取いたします。剣木文部大臣。

○国務大臣(剣木亨弘君) このたび政府から提出いたしました公立高等学校の設置、適正配置及び

教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

高等学校は、後期中等教育を担当する学校として、中学校からの進学者も年々上昇し、わが国の学校教育においてまことに大きな役割を果たしております。公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律は、このような高等学校教育の重要性にかんがみ、昭和三十六年に制定されたものであります。この法律に定める学級編制及び教職員定数の標準並びにそれに基づく国の財源措置は、各都道府県における高等学校教育充実のために重要な役割を果たしてまいりましたのであります。しかしながら、法律制定後、高等学校生徒の急増も過ぎた今日におきましては、今後の生徒数の推移も勘案しつつ、さらに検討を加えて、その改善をはかり、高等学校教育水準の一層の向上を期する必要があると考えるのであります。

このたびの改正は、高等学校の学級編制の標準の改善をはかること及び教職員定数の標準について一層の充実をはかることを主眼としており、なおこの際、特殊教育諸学校の高等部にかかる学級編制及び教職員定数について新しく法律上の規定を整備しようとするものであります。

高等学校の教職員定数の充実につきましては、高等学校における職業教育の充実、勤労青少年教育の振興、学校の管理運営、生徒指導の充実、学校保健、学校図書館事務の強化、高等学校教育の多様化に伴う定数配置等について特に配慮しました。

盲学校、聾学校及び養護学校の高等部にかかる学級編制及び教職員定数につきましては、従来、学級編制についてのみ文部省令による標準があるという実情でありましたので、この際、これら高等部の学級編制及び教職員定数の標準について法律上これを明定するとともに、あわせてその改善をはかり、これら特殊教育諸学校の高等部における教育水準の向上をはかることといたしました。

次に、この法律案の内容の概要を申し上げます。まず第一は、公立高等学校の学級編制の標準の改善であります。すなわち、現行法によれば、普通科、商業科及び家庭科等の一学級の生徒の数は五十人を標準としておりますが、これを全日制の課程にあつては四十五人、定時制の課程にあつては四十人として、教育効果の一層の徹底をはかることとしたのであります。

第二は、公立高等学校の教職員定数の標準について、職種別に標準となる数の改善をはかったこととあります。すなわち、その一は、農業、水産及び工業に関する学科における専門教育を充実するため、全日制課程に置かれるこれらの学科について、専門教科担当教員及び実習助手の定数の充実はかることと、商業科及び家庭科について同様の趣旨で実習助手の定数の充実はかることとであります。その二は、教頭及び定時制主事並びに生徒指導等を担当する教諭について、それぞれの職務の遂行をより容易ならしめることを考慮し、教員定数の算定について配慮したことであります。その三は、通信教育の充実をはかるため、通信制の課程の教員定数を改善し、また通信制主事の定数を新たに加えたこととあります。その四は、高等学校における保健管理の充実のため、養護教員の定数を改善したこととあります。その五は、高等学校における学校図書館の事務量を考慮し、事務職員定数の改善を行なったこととあります。その六は、今後における後期中等教育の拡充に伴う高等学校の学科の多様化を考慮し、政令の定めるところにより、特定の学科については教職員の加算等を行なえるよう規定の整備をはかったこととあります。

第三は、公立の盲学校、聾学校及び養護学校の高等部にかかる学級編制及び教職員定数の標準を新たに規定したこととあります。その一は、学級編制の標準について、小学部及び中学部のそれと同様標準となる数としたこととあります。その二は、教職員定数の標準について、教員の基礎定数の算定方法を定めるとともに、専門の学科

及び養護学校の機能訓練関係の教員等並びに実習助手、寮母及び事務職員の定数の算定方法について定めたこととあります。

さらに、第四は経過措置についてであります。この法律案は、昭和四十二年度から施行することとしたしておりますが、その実施については必要な経過措置を設けることといたしました。まず、公立高等学校の学級編制の標準につきましては、今後の生徒数の減少及び学校施設の整備の状況等を考慮しつつ、昭和四十六年度を目途として新しい標準に達することができるようその間の必要な経過措置を政令で定めることといたしました。また、公立高等学校の教職員定数の標準につきましても、今後の生徒数の減少及び公立高等学校に置かれていた教職員の総数を考慮しつつ、原則として五カ年の年次計画により新標準を達成することができるよう必要な経過措置を政令で定めることとした次第であります。次に、盲学校、聾学校及び養護学校の高等部にかかる学級編制の標準につきましては、昭和四十二年度から新標準を実施することとし、一方、教職員定数の標準につきましても、高等学校におけるそれと同様の趣旨により、五カ年の年次計画による新標準の達成について必要な経過措置を設けることといたしましたのであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由及び内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願い申し上げます。

○委員長（大谷藤之助君） 引き続き、政府委員から補足説明を聴取いたします。斎藤政府委員。

○政府委員（斎藤正君） 大臣の説明を補足して、法律案の内容について御説明申し上げます。

この法律案の内容の第一は、公立高等学校の学級編制の標準の改善についてであります。学級編制の標準につきましては、現行法第六条において、全日制の課程及び定時制の課程を通じて、普通科及び商業または家庭に関する学科等は五十人、農業、水産または工業に関する学科等は四十人と

定められておりますが、改正案におきましては、普通科及び商業または家庭に関する学科等について、全日制の課程にあつては四十五人、定時制の課程にあつては四十人としたのであります。これは、教育効果の一層の徹底をはかるためであります。が、定時制の課程については、生徒のほとんどが勤労青少年であること等の実情も考慮したものであります。なお、農業、水産または工業に関する学科等につきましては、従来どおり四十人を標準としておりますが、これらの実験実習を伴う学科については、実験実習がより徹底できるよう教員や実習助手を配置することが肝要でありますので、この際、教員等の定数の充実はかることといたしました。

この法律案の内容の第二は、公立高等学校の教職員定数の標準の改善についてであります。まず、第九条関係、教諭等の数についてであります。第九条第一号第一表中、全日制の課程及び定時制の課程についての改正は、学級編制の標準の改善に伴い、生徒数に対する教員の数の比率の改善をはかったものであります。同表中、通信制の課程についての改正は、勤労青少年教育の充実の見地も考慮し、面接指導及び添削指導の充実を期するため、各学校において平均二人の教員増となるよう措置したものであります。

第九条第二号の改正は、農業、水産及び工業に関する学科にかかる専門教科担当教員の充実についてであります。これらの学科にあつては、現行法は、普通科等の場合に比し学科ごとに一人または二人の教員を加算することとなつておりますが、この改正案におきましては、これらの学科における実験実習の班別指導をより充実することを考慮し、全日制課程でその生徒数が一定規模以上となる学科については、教員一人をさらに増加することとし、また、工業に関する学科については、以上のほかさらに一人を加えることといたしました。

第九条第三号の改正は、小規模分校に対する教員加算の改正についてであります。生徒の数が百

人に達しない小規模の分校であっても、地域の実情等により、必要なものは今後もこれを充実する必要があるもので、その教員の配置について、従来よりもさらに一人を増加することとしたものであります。

第九條第四号の改正は、教頭及び定時制主事並びに生徒指導等を担当する教員に關してであります。現行法においても、これらの管理的職務などを担当する教員についての定数算定上の配慮がなされているのでありますが、この改正案では、これらの職務の遂行をより容易ならしめるため、定数加算の改善を行ない、特に生徒指導担当の教員についても考慮いたしました。なお、大規模学校について教員一人の加算を行なうこととしたものが、これは大規模学校における教員数の算定がその授業時数からみて、他の場合よりもややゆとりが少なくない状況でありましたので、均衡上その是正をはかつたものであります。

第九條に新しく第五号を設けましたのは、通信制の課程の充実施策の一環として、第九條第一号による教員定数の改善に加えて通信制主事のための定数の加算を行なうこととしたものであります。

次に、第十條関係は、養護教諭等の定数標準の改善についてであります。学校の保健管理をさらに充実する見地から、このたびの改正案におきましては、養護教諭等を配置する学校の規模の下限を引き下げることにし、九学級程度から配置できるよう改善をはかることとしております。

次に、第十一條関係は、実習助手の定数標準の改善についてであります。第十一條第一号の改正は、学級編制の改善に伴う措置であります。第二号の改正は、実験実習を伴う農業、水産及び工業に關する学科につきまして、実験実習に必要な授業時数の状況を考慮し、従来の実習助手の定数加算を増加するとともに、従来、実習助手の定数加算のなかつた商業及び家庭に關する学科について、実習等の授業時数が多くなる十五学級程度以上の場合には、実習助手の加算を行なうこととした

しました。これらは、いずれも実験実習における専門教育の充実のための措置であります。

次に、第十二條関係の事務職員定数の改善について申し上げます。第一号の改正は、学級編制の標準の改善に伴う措置であります。このたびの新しく一号を設け、高等学校における学校図書館の機能の充実をはかるため、その事務量が相当多くなる十八学級以上の規模の学校に事務職員一人を加算することとしたものであります。

次に、第十三條関係は、教職員定数算定に關する特例規定の改正についてであります。この改正は、今後における後期中等教育の拡充整備に伴い、高等学校の学科の多様化を考慮したものであります。すなわち、今後、従来例を見ない新しい学科を設け、あるいは既存の学科でも教育課程の編成上従来とは異なる新しい分野の内容を盛る必要が生ずることも考えられるわけであり、そのような場合、教職員定数につきましても、その算定上若干の特例が必要となつてまいることが考えられます。このような事態につきましては、現在の時点においてすべてを予定することは困難でありますので、教職員算定の特例を設けるべき学科の指定や特例の内容については、必要に応じ政令で定めることとする規定を設けたものであります。現在のところ、この場合に該当するものとしては衛生看護科を考慮しており、政令において、教員及び実習助手の必要な加算を行なうことを予定いたしました。

この法律案の内容の第三は、公立の盲学校、聾学校及び養護学校の高等部にかかる学級編成及び教職員定数の標準の新設についてであります。まず、高等部の学級編制の標準につきましては、従来、学校教育法に基づく文部省令において一学級を十五人とする標準が規定されていたのでありますが、この改正案においては、高等部における教育効果の一層の徹底を期するため、学級編制の標準となる生徒の数を十人と定めたものであります。

次に、高等部にかかる教職員定数の標準につい

てであります。まず、校長及び養護教諭等につきましては、小・中学部を置く特殊教育諸学校の場合は義務教育の標準法ですでに定数が算定されておりますので、この法律案では、高等部のみを置く特殊教育諸学校について定数を算定することとしたものであります。

次に、教諭等の定数につきましては、高等部の生徒数五人につき一人の教員を基礎教員数としたものでありますが、特殊教育諸学校における専門教育の充実をはかるため、専門教育を主とする学科については、所要の教員定数の加算を行なうこととし、また、養護学校の高等部の普通科について、商業及び家庭に關する教科を専門学科並みに行なっている実情にありますので、専門学科に準じ教員定数を加算することとしたのであります。なお、肢体不自由生徒を収容する養護学校の高等部については、特に機能訓練関係教員を配置することとしたものであります。

次に、実習助手につきましても、専門教育を主とする学科及び養護学校の高等部普通科については、教員の定数加算の趣旨と同様の趣旨により、所要の実習助手を置くこととしたものであります。また、寮母の定数につきましては、寄宿舎の高等部の生徒数六人につき一人とし、義務教育の標準法における小・中学部にかかる寮母定数の算定と同様としたのであります。さらに、事務職員につきましては、高等部における事務量を考慮し、部ごとに二人の配置をいたしました。

以上が公立の高等学校及び特殊教育諸学校の高等部にかかる学級編制及び教職員定数の標準等に關する本則規定の改正内容であります。なお、現行法制定時の附則規定につきまして、今回の改正に伴う所要の改正をいたしております。

次に、この法律案の附則中の経過措置について申し上げます。まず、公立高等学校の学級編制の標準に關する経過措置につきましては、今後の生徒数の減少及び学校施設の整備の状況を考慮しつつ、昭和四十六年度の入学者からは改正標準による学級編制とすることができると、その間

は、この標準に漸次近づけることを旨として、毎年度標準となる数を政令で定めることとしたものであります。昭和四十二年の入学者にかかる標準につきましては、生徒数が急激に減少する都道府県にあっては四十八人とし、それ以外の都道府県にあっては四十九人とする標準を政令で定める予定であります。

次に、公立高等学校の教職員定数につきましても、今後の生徒数の減少及び公立高等学校に置かれていた教職員の総数を考慮しつつ、原則として昭和四十六年度までの五十年の年次計画により新標準が達成できるよう、その間、漸次改正標準に近づけることを旨として、毎年度標準となるべき数を政令で定めることとしたのであります。昭和四十二年の定数標準につきましては、旧法による定数と改正法による定数との差の五分の一に相当する数の充足をはかる予定であります。なお、ここ一、二年は生徒数が増加する都道府県もあり、これらの都道府県につきましては、教職員定数の改善が後年度にずれることが予想されますので、教職員定数の経過措置期間について、これら特別の事情のある都道府県につきましては、昭和四十六年度以降二十年の延長を行なうことができるよう措置いたしました。

次に、公立特殊教育諸学校の高等部にかかる学級編制の標準につきましては、昭和四十二年度から直ちに実施することとしたものでありますが、教職員定数の標準につきましては、五十年の年次計画により昭和四十六年度から改正標準が完全に実施できるよう、その間は経過措置として毎年度政令で標準を定めることとしたのであります。昭和四十二年の標準につきましては、昭和四十一年度の実数と昭和四十二年の定数の差の五分の一に相当する数を充足するよう定数標準を定める予定であります。

以上、この法律案の内容について、補足して御説明いたしました次第であります。
○委員長(大谷藤之助君) 以上で本法案についての提案理由の説明聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言願います。

なほ、政府側より、御木文部大臣、斎藤初中局長、清水大学学術局審議官が出席いたしております。

○秋山長造君 今回の改正内容は、いまま御説明がありましたとおり、相当広範囲にわたって重要な改正点を含んでおられるわけでございます。したがって、いきなり法案の内容に入って各条文について御質問する前に、現在の高校教育をめぐる幾つかの重要な問題について、簡単に文部大臣あるいは当局の御見解を承っておきたい。

まず第一にお伺いしたいのは、中教審の問題です。中教審の委員の任期が切れて、新しい委員の任命が行なわれたと思うんですが、新委員の任命はもう終わりましたか。

○国務大臣(御木亨弘君) お尋ねのとおり任期が切れて、新しい委員の任命をいたすことになっておりますが、目下慎重に新委員につきまして検討、考慮を加えておるわけでございますが、大体新しい委員の任命は七月の上旬を目途としましていま選考中でございます。

○秋山長造君 いまままでの委員のうち、ほとんどの方が任期切れになっているようでありますが、この任命は何ですか、一人一人任命していくのでなしに、一応、名簿をそろえて七月の初めに一斉に任命される、こういう順序になるんですか。

○国務大臣(御木亨弘君) そのつもりでございます。

○秋山長造君 委員の人選方法なり顔ぶれ等は従来より相当変わりますか。

○国務大臣(御木亨弘君) まあ、いま目下いろいろ選考中でございませうけれども、できまますならば、やはり中教審は相当老練に達した方が多いものでございまして、もう少し、できたらその顔ぶれもお若いところ、新鮮な空気を幾らかあらわしたいと思っておりますけれども、相当多くおられるわけでございますので、必ずしも人選がそういうふう

りになるとは限りませんけれども、できるだけそういう考慮を払ってまいりたいと思っております。

○秋山長造君 七月の初めに新しい中教審の構成ができましたら、さっそく活動を始めることになるだろうと思うんですが、新しい中教審に対しまして、大臣としてどういふ態度でお臨みになるのか、参考のためにお聞きしたい。

○国務大臣(御木亨弘君) 中教審の委員が決定いたしましたら、できるだけ早い時期に、任命するとはほとんど時間的にはそうおかないで新たに諮問をいたす予定でございます。その諮問につきましては、しばしばこの委員会でも私申し上げたと存じますが、現在の学制につきまして、幼児教育から大学院までを通して長期的な視野で検討を開始していただくというふうな意味合いの諮問をいたしたいというので、ただいまその諮問のしかたにつきまして、あるいは諮問のあらわし方及び内容等につきまして、いま取り急いで検討いたしておる最中でございます。

○秋山長造君 幼稚園から大学に至るまでのあらゆる教育問題についての長期的視野の検討ということですから、おそらく中教審という制度ができて以来、文部大臣の諮問事項としては一番内容の大きい諮問になるのじゃないかという気がしますが、今度の新しい委員の人選なんかも、そういう予定されている諮問事項の内容、その問題の深さ、広さ、そういうふうなものを前提にしての人選でなければならぬだろうと思うんですが、そういうことでやっておられると了解しておつてよろしゅうございませうか。

○国務大臣(御木亨弘君) 問題が非常に広範でございますので、中教審そのものの人選につきましても十分考慮いたしますと同時に、これに相当数の専門委員、臨時委員を任命することができるようになっておりますが、特に臨時委員及び専門委員につきましては相当少壮な有為な方々、特にこれは中教審が構成されますと、その専門委員等につきましては中教審等とも相談をいたしまして人

選を進めていきたい、こう考えております。

○秋山長造君 その諮問事項についてはただいまおっしゃったわけでございしますが、その場合に、やはりこの前も、一月ばかり前に一度お尋ねしたことがあるのですが、今度はいよいよ問題が間近かに迫ってきたので、もう一歩突っ込んでお尋ねしてみたいと思うのですけれども、結局、幼稚園から大学までの全部についてということですから、ある意味ではやはりいまの現行の学制、あるいは俗にいう学制改革というふうなことにまで発展しかねない問題だと思ふ。その場合にすぐ出てくるのは、いまの学制はなりや否なりや、六三制はなりや否なりや、こういう問題になってくると思うのです。その問題につきましては、前回私ちょっとお尋ねしたときにも、大臣はあくまで六三制、現行制度を一応是認した上で、現行制度の上に立つてのよりよき改善策という形で、改善策いかんという方向で諮問したいという御答弁であつたと思うのです。それはもう今日も動かない大臣の御信念と承つてよろしゅうございませうか。

○国務大臣(御木亨弘君) この前もお答えいたしましたように、六三制そのものの学校制度としまして、私もこれが絶対に現在の情勢に合わない、こゝろい予定をもつて諮問をいたすことはいたしません。もちろん現在の、しかし長期的な視野に立ちまして、学制全般につきまして検討を始めていただく以上は、現在の六三制が評価されるべき現状について論議が行なわれることは当然でございますが、と同時に、日本の急激な国情の変化と申しますか、これらに対応して六三制において、やはり制度として改善すべき点はないかということもまたこの検討の対象になり得ると思ひます。ただ、六三制を必ず変更するといふ予定のもとにこ

ういふ諮問をいたすのではございせんが、実はその検討するべき対象は、やはり相当の中教審におきまして広範にわたつて論議をされるべき問題だと思ひます。そういう意味を含めて諮問をいたしますから、諮問の形式におきまして相当考慮を要する面がございしますので、いまだういふ表

現においてこれを諮問するかということにせつかく検討を加えておる次第でございます。

○秋山長造君 この点は、私から申し上げるまでもなく大臣もよく御承知なさつておられると思うのですが、学制の問題であるとか、あるいは学制に限らず教育問題を論ずる場合、いまのはだめだ、変えなきゃいかぬという議論にすぐいつてしまふ例が多いのです。従来も、前の有田文部大臣にしても、あるいはその前の中村文部大臣にしても、それぞれば若干の違いはありますが、やっぱりいまのはいかぬ、何とか変えなきゃいかぬというふうな方向の発言があつたと思うのです。それとは違つて、御木文部大臣は、あの六三制発足当時文部省におられて、そうしてつづきにその当時の実務に当たられた方であるだけにきわめて慎重にかまえておられる、また、六三制そのものについても軽々にこれをいじくるということではなしに、あくまでこの六三制そのものの功罪といひますか、今日まで果たしてきた役割りといふものをとことんまで十分確認した上でなければ、そう軽々にこれをどうこうするということに進むべきでないという御態度なんです。ただ、また世間にはそういう文部大臣のお考えに対して批判も相当ある。聞くところによれば、党内の方面でも相当批判といひますか、反発も相当あるようですが、しかし、そういうものがあつても、大臣としては従来から再々言明されてきたとおりの、また、いまも言明されたような方針、信念といふものをあくまで貫いておきになる御決意だろうと思ひますが、そのように承つてよろしゅうございませうか。

○国務大臣(御木亨弘君) この問題につきましては、教育問題についてはいろいろ意見がございすことは、これは当然だと思ひます。ただ、六三制に對しますいろいろな批判の中で、いま六三制を変えなきゃならぬといふその説の中で、これを詳細に具体的に検討してみますと、六三制そのものが、制度そのものが悪いという場合と、むしろ六

三制の持つております現在の――まあ具体的に申しますと、この教育学科、課程、教育内容に対する批判でございませうか、あるいはいまの入学試験の制度でございませうか、こういったようなもの

ニユアンスといひますか、意味合いを持たない形で諮問をされるおつもりだと、こういうことでございませうか。

わゆるそのものを改善すれば、六三制そのものの制度としての問題ではなしに、そういうこの六三制のあり方の問題、内容の問題の改善によって解決できる問題、これらが相当たくさんある、そういうことから六三制そのものがいけないという批判をしつたりしているものが相当あるのです。制度として六三、たとえば中学校の教育が三年では短いか、あるいは高校が三年では短いか、こういう説もございませうけれども、しかし、本質的な意味において、六三制そのものが必ずしも現在の制度ではだめだという結論には私ならないと思ひます。そういう意味から申しまして、むしろ私どもの考えますのは、将来、日本の国情の進展に伴つて、はたして将来に向かつて六三制でいいかどうかということは考慮しなければなりませんけれども、しかし、現在の批判がいろいろあるからといって、直ちにこの六三制を要するということをや

○国務大臣(鈴木幸弘君) この六三制をそのままの姿で、これを是認した前提においてこの改革案というものを要求しないという、この固定した考え方を持つて諮問するつもりはございませう。たとえば、現在非常に問題になっております幼児教育でですね、就学年齢低下の問題とか、あるいはまた日本でもいま義務教育が九年でございませうが、これを諸外国のごとくなお延長する必要はないか、いわゆる義務教育の年限延長の問題、これらも当然論議してもらつた態勢になつておられますし、もし義務教育年限を延長する場合にはどういふ制度でこれを学制として持つていったらいいか。でございませうから、私はもちろん現在の六三制を当然に否定しているものではございませうけれども、中教審の検討に当たりましては、やはりそういう制度の問題も含めて広範な形で自由に討議していただく、ただし、その結論は、早急にいま差し迫つてこれを要するということではないに、十分慎重な態度で長期的視野に立つて討議をしていただきたい、こういう気持ちで諮問をいたすつもりでございませう。

早計ではなからうか。だが、もちろん現在の事情、六三制の評価といひますか、現状の把握といふことも必要でございませうが、その論議は相当広範囲にわたつて自由に論議してもらつたということが正しいのじゃないか。私たちがとしては現在そういう態度をもつて臨みたいと思ひております。

○秋山長造君 きわめて重要なことですから重ねてお伺ひしますが、そういたしますと、結局、今度の文部大臣の中央教審に対する諮問は、あくまで現行制度の上に立つてその改善策なり、あるいは補充といひますか、足らざるを補つて完了といひますか、改善といひますか、そういう方向の諮問といふことであつて、甚だ一部で議論されるように、現在の学制を何らかの意味で否定して、あるいはこれを再検討するといひますか、あるいは手直しをして何か新しくやり直すのだ、そういう

が終戦後二十年でありまして、義務教育が各市町村において九年の義務教育を担当するという形で残つておるのでございませうが、この形をそのままに、ただ机上プランのように、中学校を四年にするとか、高等学校を四年にするとかというところは、これは非常に大事業だと思ひます。ですから、現段階におきまして六三制を簡単に変えられないというふうな考え方は、これは持た得ないことじゃないか。ただ、これを根本的に、たとえば幼児の就学年齢を切り上げるとか、あるいは義務教育を十二年にするとかということになりますと、これはよほどの大事業でございまして、そう一朝一夕にできる問題ではないと思ひます。でございませうから、やはりこれはあくまで基礎は六三制に置きまして、相当慎重な態度で、全く私の申しますように長期的な視野に立つてこれを検討していただく。これでないと、早急にいますぐ六三制を要するといふようなことをかりに答申になりまして、これはなかなか国として大事業でございませうので、それにまた一応変更しましたら、その長年月にわたつてしばらくこれをいじられるものじゃないのですから、私はそういう意味で論議はいたしてけつこうでございませうけれども、この結論は相当慎重にやつていただきたい、これが私の気持ちでございませう。

それからもう一つは、どうせ長期的ということになれば、その間に次々と委員の顔ぶれも変わつていくことも予想されるわけですから、それからまたこういう根本的な長期にわたる審議を必要とするような問題とは別に、ときどきといひますか、もつと短期の問題が出てくるということは十分予想されるのですが、それはもうその必要とときに随時、この根本的な諮問事項とは別に、あるいはこれを並行して諮問されるということになるのですか。

○秋山長造君 きわめて重要なことですから重ねてお伺ひしますが、そういたしますと、結局、今度の文部大臣の中央教審に対する諮問は、あくまで現行制度の上に立つてその改善策なり、あるいは補充といひますか、足らざるを補つて完了といひますか、改善といひますか、そういう方向の諮問といふことであつて、甚だ一部で議論されるように、現在の学制を何らかの意味で否定して、あるいはこれを再検討するといひますか、あるいは手直しをして何か新しくやり直すのだ、そういう

○国務大臣(鈴木幸弘君) これは現在の六三制度

○秋山長造君 よくわかりました。そこで、この御質問をいたす機会に、もう一つ長期的視野に立つて検討してもらつたというおことばですが、もちろん長期的というのですから、二年や三年というふうなことを考えておられず、もつと長い期間という意味だと思ひます。そうしますと、別にあらかじめ大体何年以内ぐらいに結論を出してほしいというふうな諮問のしかたでなしに、諮問をするときからして、すでに問題が問題だから、十分時間をかけて急がずにじっくりやつてほしい、こういうことになるわけですか。大体、長期的といつても、じゃ二十年でも三十年でもというわけでもないでしうけれどもね、どこら辺を考へておられるのですか、大臣。

○秋山長造君 この前、後期の中等教育でですね、去年すでに一応の答申が出ておるわけですから、高等学校の段階の後期の中等教育というのは

どうですか、もう去年一応答申が出たから、これだけは抜けるのですか、今度諮問から。

○國務大臣(榎本幸弘君) この後期の中等教育も含めて、答申の中には学制全般にわたって研究して討議してもらいますけれども、答申の出ました後期中等教育につきましては、やはりさしあたりの問題といたしましては、その答申の線に沿って、これをやはりできるだけ実施してまいりたいと思つてございまして、そのことが、今度の全体の答申が出なければ前の答申をやらないとは考えておりません。やはりそれまでの間にできるだけだけの答申の線に沿って実施してまいりたいと思つております。

○秋山長造君 これは中教審の点についてはこの程度で一応打ち切りまして、次にお尋ねしたいのは、さつきも大臣が六三制の評価についておっしゃった中に、たとえば六三制そのものの欠陥という点でなしに、たとえば入学試験とか何とかいうような問題を全部六三制のせいにしたような、みそもくそも一緒のような批判論というものは受け取りがたいという意味のお話があった。事ほどさように、やっぱり入学試験問題というのが、いまの学制、あるいはいまの学制のもとで行なわれている教育というものを非常にゆがめておる、歪曲しておるということは何人も否定できぬと思ふ。それだけに入学試験問題というのは、これはもうただ文部省だけじゃございせん。これはお互いにもうすべてのものが全く対策に悩んでおる問題だと思ふのです。しかし、まあやはり文部行政の最高の責任を引き受けておられる大臣、あるいは文部当局に何とか解決をする努力をしてもらわなければいかぬと思ふのです。この間、去年の秋出た中教審の答申でも、これはもう大臣はよく御承知のとおりですけれども、「わが国の高等学校教育を著しくゆがめている最大の要因は、現行の大学入学者選抜制度である。このために、高等学校における本来の教育と学生生活の正常な展開が阻害され、この重要な時期における人間形成に深刻な問題が生じている」というように、これ

はもう最高度のことが使つてあるわけですね、したがうして、学校教育法の中でうたわれておる高等学校の教育の目的、あるいは目標といふものは、これは大きく入学試験問題によってゆがめられておるといふことは否定できぬと思ふ。さらにまた、高等学校はちょうどサンドイッチのようになつておるので、上のほうでは大学の入試という問題でゆがめられておるし、また、下のほうでは今度は高等学校自体の入試問題といふことで相当おそれられておると思ふのです。それだけ入学試験問題が重大なもので、文部省自身も従来この問題につきましてはしばしば通達を出されたり、まあいろいろ指導助言をやられたり、いろいろな権威を持った発言をされてきておるわけでございますけれども、どうもそれほど簡単に問題が片づいておらぬ、依然として高等学校進学率あるいは大学進学率等がどんどん上昇するに従つて、入試問題がたゞ解決せぬどころでなしに、ますますむづかしくなつてきているというのが事実じゃないかと思ふのです。そこで、しかし、むづかしいからといって、何とかこれを少しでも改善の努力を期してお互いにやらなくちゃいかぬわけですね。

まず、高等学校自身の入試制度の問題ですね、これについて若干お伺いしたいのですが、一体、進学率といふことが、今度の法律改正につきましても、生徒数とか、進学率とかいうようなことが相当大きな要素になつておるのですが、進学率の現状、あるいは今後この法律改正の完全実施されるまでの五カ年間で、その間にどういふように入進学率が動いていくのかといふことですね。それから、この標準法ができたのはたしか三十八年の秋だったと思ふのですが、おそろく三十八年か、その翌年か翌々年くらいから始まるベビーブームの急増期に備えたわけだったと思ふのですが、この標準法ができた当時から今後五カ年間で、いままでの進学率の大体推移といふものは、もちろんこれは過去のことははっきりしておりますが、将来のことは、これは神ならぬ身でわからぬ

わけですね。しかし、これはやっぱり一つのあたのほうに想定されておる率、数字といふものはあるわけだろうと思ふのです。それをちよつと御説明願ひたい。

○政府委員(斎藤正君) 中学校の卒業生が高等学校にそのまま入つていく実態につきましては、昭和三十六年は中学校の卒業生が六六・三%進学しているとなつております。その後、六六・三から六五・二、六七・九、七〇・六、七二・三、七四・三といふように率が上がつてまいりまして、四十二年度を七五・五といふふうに踏んでおりまして、その後の推移であります。これが標準法を考へます場合に、四十六年までの推移につきましては、さらにそれが七七・四、七九・三、八〇・六、八一・五、四十六年度におきまして八一・五といふものを全国の平均としては想定をいたしております。これを想定いたしますのは、府県ごとの大体の見通しといふものを一つの基礎にいたしまして平均化してまいりました。ただ、これが全国の各府県にあらわれる様相といふものは実はまちまちでございまして、青森県のように非常に低いところが順次上がつていくところと、それから山陽地区とかいふように、比較的的地区として早く八〇%のほうに近づいていくところがあります。が、平均化しますと、そういうふうに推定をいたしているわけでありまして。

○秋山長造君 三十六年から四十六年までちよつと十カ年間で、この十カ年間に一五%以上の上昇率を示しているわけですね。そうしますと、急増期が過ぎて、そして絶対数といふものは中学卒業生が減つてくるわけですが、しかし、これは一五%以上進学率が上昇しますと、これは逆に高校志願者の実数といふものはやはり減らぬわけですね、その点はどうなりますか。

○政府委員(斎藤正君) 実はそれが、こういうふうに大幅な上昇を見込みましたも、絶対数の減の影響を受けまして減るわけでございます。こういうふうな進学率を掛けてみまして、四十一年度の時点と四十六年度との対比を見ますと、この高校

生、国公立を合わせました入学者数といふものは、これは二十六万三千人の減といふ数字が立つのであります。なお、四十八年に至るまで卒業生の絶対数が減少してまいりまして、さらに進学率がなお徐々に上がりましても減つて、四十八年度以降安定した状況に進学率の伸びを見ても達するといふのが高等学校教育の対象者の推移でございます。

○秋山長造君 いまの御答弁を聞いてちよつと少し感違ひをいたしてまいりましたが、四十八年になると、ほぼ安定してくるというのは、どの線で安定してくるのですか、大体。

○政府委員(斎藤正君) 四十六年から四十八年にかかります推定といふものが、一つは進学率の限界に近いような形になりますから、これは予測として非常にむづかしいのでございまして、私は東京都とか、神奈川県とかいふような実情から見まして、四十六年に八一%をこましまして、なお逐年四十八年までのほりまして、一応われわれは八四といふ数字を推定いたしました。それでありますとも、入学者数といひまして四十一年度との比較において入学者数について三十万人の減、それから入学者数にいたしまして四十一年度と四十八年度とを対比いたしました五十二万五千人の減、これが逆に進学率を見ましても、絶対数の影響といふものは相当及ぶわけでありまして。

○秋山長造君 五十万幾らですか。

○政府委員(斎藤正君) 失礼いたしました、公立で六十二万五千でございます。もし国公立を合わせますと、四十一年度と四十八年度の差は百万でございます。高等学校の生徒の人口総数といひまして、ですからここに百万の開きがある。もう少し大づかみに申しますと、昭和三十年、十年前で二百五十万からピークのときには五百万、それからまた百万減つて四百万以下のところで安定をしていくというのが、高等学校の教育人口の将来の推移でございます。

○秋山長造君 高等学校の志願者に対する入学者の割合ですね、入学率といひますか、進学率と同じ

じような意味で使われる場合もあるようですし、また別な意味で使われる場合もあるようですが、入学率というのはいくらに推移していますか。

○政府委員(斎藤正君) 志願者と入学者数の比率、平均いたしまして九七〇、ほとんど入るといふ実態です。

○秋山長造君 それは、さっきの四十八年度に至るまでずっと大体毎年そういう数字が想定されているんですか。

○政府委員(斎藤正君) 実はその点は過去の推移を私承知しておりませんが、この二、三年の傾向は九七、九六と、その付近になっておるわけでございます。その推移をいたしておりません。と申しますのは、高等学校というものが相当設置が拡充されました結果、特定の学校の問題を除きますれば大体志願者は入っていく、そういう結果になっております。

○秋山長造君 まあこのこまかい数字は口頭で質疑応答を繰り返していてもわずらわしいから、あなたそこにい表を持っておられるようですが、それをひとつ資料としていただけませんか。

○政府委員(斎藤正君) 高等学校の進学率及び在籍生徒数の実績と将来の見込みというのを、全国をブールして考えましたものを資料としてお出しいたします。

○秋山長造君 こういう今後の進学率の推移、あるいは生徒数の推移ということによって、いわゆる入試問題というものは今後どういように推移していくとお考えですか。

○政府委員(斎藤正君) これは、都道府県で高等学校入試についてとりまします施策との関係が生ずると思ひますが、私もやはり高等学校について、志願者が志願時におきまして数校を選ぶ可能性があるということが私はいいと思つておるわけでございます。文部省も従来その意味で学生の指導をいたしてまいりました。その際に、進学の内申書の評価というのについて実績がだんだん

ん出てまいりますれば、従来のように試験で一発勝負でものごとができます。ちやうど偶然性は排除されるというふうに考えるわけでございます。これは高等学校の入学試験につきましては、各府県の中学校教育に及ぼす影響を勘案しながら、逐次、昨年以来改善の方向に踏み出しているというのの実態でございます。

○秋山長造君 その試験の制度の内容については、ちよつと一口に片づかない問題があると思ふんです。内申を非常に重視するということをおっしゃっておるんですが、それと並行してはやっぱり学区の問題ということが一つありますね。それからもう一つは、特に内申をどの程度重視するかという問題と密接に関連するのは科目の問題です。科目数を幾らにするかです。ちよつと話がこまかくなるようにすけれども、実は高等学校の入学試験の問題では、もう一番関心の集まる問題だと思ふんですが、学区というものは一体文部省はどうあるべきだと思つておられるんですか、また、どうい御指導をなさつていらっしゃるんですか。

○政府委員(斎藤正君) 学区につきましては、昭和三十八年度に高等学校問題について、試験問題を含めまして通知をいたしておりますが、その中では、通学区域は一つの通学区域内に数校の高等学校が含まれることが適当であるという指導をしております。文部省の考え方は極端に小学区、極端に大学区というものを排して、いわゆる中学区というものが妥当であろうという指導をいたしております。その状況は現在も続いております。

○秋山長造君 そうしますと、文部省は三十八年の八月二十三日の初中局長の通達ですね、これが今日も生きておるだけではない、積極的にこの指導を続けてやっておられるわけですか。

○政府委員(斎藤正君) 実はこの中で、三十八年度の通達のうち学区制については述べておる、その他の部分は昨年、四十一年の七月十八日に改善の方向を出したのですが、学区制についてはその当時の指導精神をそのまま受け継いでおるというところでございます。

○秋山長造君 それが何ですか、地方で実際に行なわれておるんですか、そのとおり。

○政府委員(斎藤正君) これは中学区制というものが中心になっておるというのの指導が行なわれております。それに一部大学区制的なものを加味するということでありまして、平均してみますならば、中学区制というものの考え方を基礎にして、各府県でそれに変化を持たしているというのが大体の府県の実情でございます。

○秋山長造君 大学区、中学区、小学区、あるいはそれらの組み合わせ、いろいろなことをそれぞれ都道府県の教育委員会で行つておられるようです。これは一口に説明しにくいと思ふんですが、この大学区をやつておるのが何県あるか、中学区をやつておるのが何県あるか、小学区をやつておるのが何県あるかというところは、一番最近の数字はわかりますか。

○政府委員(斎藤正君) 実はこの大学区、中学区も集計したものがありませんけれども、ややこの定義のしかたに、実は昨日も議論いたしました。問題があります。いままでの分け方から申しますと、小学区のみをとっているものが一つの府、それから中学区のみが六、大学区のみが十一、小学区と中学区の併置が十一、小学区と大学区の併置が一県、中学区と大学区の併置が十四、小学区と中学区、大学区の併置しているものが二県ということになっております。ただ、ここで言う中学区というの意味が、二校から六校までぐらいを中学区という定義をして分けましたので、実はその機械的な分け方も都道府県の人口とかを考えると、同じ六校ありましても意味が違ふわけでございます。ですから、この分け方がいかどうかということはあるかもしれませんが、便宜上われわれが以上のような形に分けて報告を求めたのは、いまのように分布しておるわけでございます。

○秋山長造君 やはりここ数年間の長期的、あるいは数年間でなくても十年ぐらいでもいいんです

が、ですから何年間の推移を検討してみると、大体、大学区がふえているんじゃないですか。学区制をやつた最初は相当厳格に、むしろ小学区あるいは小学区に近い中学区というものが非常に多くて、あるいはほとんどなかったかもしれぬ。それがだんだん大学区のはうへ移つていっている傾向があるんじゃないか。で、このままほりつておきますと、三十八年の通達は生きておるとおっしゃいますけれども、事実上その通達があるにかかわらず、大学区のはうへずつと移つていっているんじゃないかという気がするんですが、どのように見ておられますか。

○政府委員(斎藤正君) 御承知のように、学区制の当初におきまして、小学区あるいは非常に小さい中学区から順次校数の多い区域に転化していったのがいままでの実態であります。しかし、それはこのまま放置すれば今後大学区に移行していくかというところ、そうではございませんで、むしろ極端な小学区というもののについては、理由は別として、いろいろな問題が生じておる、その修正が行なわれてきておつたというのが実態であります。その傾向がどんどん伸びていくような改正が行なわれるという実情ではないと私も判断しておるわけでございます。

○秋山長造君 まあここの大学の十一県というところですが、この十一県については、大学区にすればやはり大学区といういろいろな入試競争が激しくなるか、受験競争が激しくなるか、あるいは特に普通科の高校についていえること、もしやけれども、有名校へ集中して受験競争が激しくなったり、また学校格差が拡大する、それから私どもの最もおそれてきた傾向が非常に助長されるんじゃないか、むしろ受験競争というものを緩和していきう時代を要請に逆行する実態になつてくるんじゃないかという問題があるんじゃないかと思ふんですが、この大学区制をとっている十一県というのについては、それぞれ多少のローカルカラーというものはあるんじゃない、いろいろなローカルな特殊性というものは

あるかも知れぬけれども、文部省としてはそういうところに対してはどういう対策を考えておられますか、ほったらかしなんでしょうか。やっぱり中選挙区——中選挙区じゃない、まあそれに似たようなものですが、中学区がやっぱりあくまでいいという信念を持って、そういう通達まで出して指導しておられるならば、やはりいいなと思うべし、そこに少しでも学区を小さくしていくということが格差の解消にも通じ、また受験難の緩和ということにも通じていく。したがって、中学教育の正常化ということにもなるんじゃないかと私は思うのです。いかがですか。

○政府委員(斎藤正君) 学校格差という点は確かに解消しなければならぬのでございしますが、真剣に考えました場合に、格差という意味を社会的にとらえるかというところがないと、現在におきまして、同年齢層の者の七五%が就学する。で、私も八〇%をこす者が高等学校に行くという場合のその高等学校の教育のあり方というものを考えますれば、むしろ特色のあるというものを、そうしてこれは単に職業だけでなく、そういうような教育課程において特色があり、その特色に適合するということをもつて考えなければ、単に非常な都会地で行なわれておりますような部分的な競争が激しいとかというようにただけをもち、その高等学校の政策を全部振ることは私はかなり危険があるんじゃないかと率直に思うのでございします。でございしますから、私もその数校を府県の実情で選択し得るという規模、それをやはり十分に判断して定めてもらう。で、大学区と申しまして、全県全部非常にたくさんあるものを取っ払うというようにすることはわりあいにないでございまして、六校がいいのか、それとももう少し出たほうがいいのか、引つ込んだほうがいいのかというようなことは、その府県の実情にゆだねていいことではないかというふうに思うのでございします。この学区の問題では、高等学校に関する限り入学試験をますます激化していくというふうに全般の問題としては判断をする、ますます悪

くなっていくというふうには私は考えなくともいいものじゃないか。しかし、局部的にはそういうことも起こりますから、そういうことは私も十分推移を注意しながら、指導すべき点は指導するのにはやぶさかではございせんけれども、全県十把一からげに指導すること自体は、高等学校の進学の状況というふうなものをみますと、むしろ政策といたしましては、都道府県が展開します高等学校というものに特色を持たして、その特色に合ったように選択をしていくということが、前期中等教育の段階で、進路指導というものを着実にやりながらいくというほうがいいんじゃないかと思うのであります。しかし、このことは理屈の部分も相当ございまして、現実がすべてうまくいっているかというところを申すわけではございせんけれども、方向としては、そういうふうな努力すべき問題だろうというふうに考えるわけではございします。

○秋山長造君 そうしますと、あなたのほうは中学区が一番よろしいという方針で中学区の指導をやつておられるわけですか。ところが、それは別に大学区というものを十一——今後どうなるか知らぬけれども、十一県がやつておる。それはそれで意味のあることだから、それはそれでほっておくんだというところでは、私はあなたの局長通達まで出されて、そうして依然としてそれは中学区がよろしいという方針をとつておられたこととちよつと矛盾するように思うのですけれども、局長のいまおっしゃる、それぞれの学校の特色を持たしていくというふうなことも無視できぬとおっしゃる意味はよくわかります。だから、やはり私の言うこととさつき局長のおっしゃることとの妥協点として、結局、中学区制というものを文部省のいろいろなあれこれ考えられた末に打ち出されたのじゃないかと思うのです。いろいろな事情がそこへ集約されてきておるのじゃないかと思う。

だから、現状での考え得る妥協点はここらじゃないか——妥協点といいますが、最大公約といいますが、だから、中学区というものがまああ

番いろいろな要求がある程度満たしながら、しかも、ある程度弊害をできるだけ押えていくという点じゃないかというので出て来たと思うのです。もしそうであるならば、もちろん、この学区をきめることは何も文部省の権限ではないでしようから、府県教委の権限で定められることではあるけれども、しかし、指導助言という形でこの方針を立てられている以上は、それをやはり積極的に推進をされるという努力はされてもいいのじゃないかというふうに思うのです。

○政府委員(斎藤正君) 私どもでもできるだけ選択制のほうは、極端であれば、いいという角度でどんどん大学区制度に移行していくということは現実に弊害が起る面もございしますから、その点は十分に注意してまいりたいと思ひまして、方針としてはやはり中学区というものの考えを中心にしたしまして今後指導してまいりたい、かように考えます。

○秋山長造君 大臣にお伺いしますが、この春から東京都ではいわゆる学校群の制度をとつたわけですが、この学校群の制度は、東京都という首都の入試制度としてとられただけに非常に全国的に注目をされ、またこれについての賛否の議論がいまだに絶えないのですが、文部大臣としては、この東京都のとつた学校群という制度はどう評価されておられますか。

○国務大臣(榎本亨弘君) これは東京都で相当考慮の結果、学校群という入学試験の制度をやつたと思ひますが、現在ますます根本的に申しますと、中学校から高等学校へ入りますのはほとんど志望者が九〇%、大部分入つておる。でございしますから、これは私は一番問題点は、いわゆる名門校に入るとか、いわゆる高等学校の学校差というものが対します入学の問題がもし解消すれば、中学校から高等学校に入る入学試験の問題というのは、あとは進路指導でやれば大体片づくものだ、でございしますから、東京都が今度やりましたのは、そのことに對する一つの私は努力の表現としては、行なわれたものじゃないかと思ひます。行なわ

れた結果によりまして、もちろんいろいろな批判もあるようではございますが、私としては、東京都でそういう努力をいたしましたことについてはむしろ敬意を払つておるのでございまして、その結果は私は相当の成果をあげたものと評価をいたしております。

○秋山長造君 文部大臣としては学校群の制度は高く評価をし、今後これを続けていくべきものではないかというようにお考えと受け取つてよろしいでございましょうか。

○国務大臣(榎本亨弘君) これをほかのところの県でもこういうふうによれとか、これを続けていくというように私どもから言うことは差し控えたと思ひますけれども、これは東京都自体が考慮していきべき問題だと思ひますが、しかし、その努力ですね、要するに、いま一番日本で欠陥をいたしますところは、いま高等学校について、まあ私どもの郷里なんかの関係を見まして、公立の高等学校についての学校差というのは次第になくなつてきていると思ひますが、ただ、歴史とか、名門校だとかいうようなことに父兄等が、まあ必要に私はそういうものにあらざるという、か、入れさせるというところをやつておるようには思ひます。ですから、それを一応解消するという意味合いの努力としては、私はその努力を評価していいんじゃないか。ですから、続けるようにせよと言ふわけにはいきませんけれども、私は現在の問題の解決にやはり努力は払つておるということだけは高く評価していいんじゃないかと思つております。

○秋山長造君 所管の局長であります斎藤さんはどういうふうにお考えおられますか。

○政府委員(斎藤正君) 学校群制度は、東京都は全国と違つた状況があるわけではございします。公立学校の定員の問題と志望者との関係、それから従来の入学区というものが公設しております学校数の数が他の府県における相当の大学区よりもっと大きいとかいうような一種の大学区の中間的な修正という意味も一つはある。それからもう一つは、何といひましても非常に名門校というものが

三つが四つあって、それが鋭角的にそこだけが問題になっている。第一段としてややその鋭角的なものを緩和しようという意図があったと思うのであります。その意味で東京都がこれをとれましてたことにつきましては、私もその東京都の努力として賛意を表します。ただ、そのとき問題になりましたのは、東京都でやるんだからというように他府県にどうかという問題になりました。私はそれには簡単に賛成をいたしません。これは府県の実情というものがあつて、また、教育委員会自体も、自分の県にとって学校がどうだということとは非常に意見がございまして、これはやはりそれぞれの府県の実情に即して改善をし、そしてやってみて、それがまた弊害が出るならばまたそれを直していく、入学試験の問題というのはそういう面がございまして、何か固定しておつて一律に万全だという策はないので、ある意味で極端に言つて、明治以来、試行錯誤を積んできたというように、政治が、現実の弊害というものが中学校教育にどう及ぼすかということ、現実の弊害を逐次直していくという態度に私は出るべきものだ、その意味で、都道府県に対してその改善方をそれぞれについてその努力を願つておるようなわけでありま。

○秋山長造君 次に移りますが、時間がだいぶ経過しましたので。もう一つは、学区の問題、内申の尊重という問題と並んで教科目の問題がなかなかこれ大問題だと思つてますが、これにつきましては、先ほど斎藤局長もちょっと触れられたように、三十八年の八月二十三日の初中局長の通達の中に、学力検査は中学校の必修教科の全体にわたつて出題することが望ましいといふ、つまり九科目ですね、ということを一たん出された。それが四十一年度の七月十八日の斎藤局長の通達で事実上撤回された形になっていまふ。で、今後は教育委員会の自主性にまかすということになっておるんですが、わづか三年の間にこういふように急変したのはどういふわけなんですか。それも私

ちよつと当時の速記録を調べてみたのですが、あまり行き届いた調べ方をやる余裕がなかったのですけれども、去年の三月二十九日に、あなた、この委員会が松永忠二君の質問に対して、この三十八年の夏の局長通達、つまり九科目全体にわたつて出題をすることが一番望ましいのだという通達について、「中学校の教育の正常を害しないため」といふことで十分理論的な根拠を持つて」この通達を出したのであります。そこをこゝで答えておられるのがね。そこをこゝで確信を持つて断言され、そういう指導を各府県教委に対してやられたのが、もうそれから三月九日たつたかたぬうちにその方針を変更されておるわけですね。これはどういふわけであつたのですか。

○政府委員(斎藤正君) 三十八年の通達の線というものは、その趣旨は、ある教科を選べば中学校である教科だけ授業に熱を入れて他の教科をおろそかにするのじゃないかという配慮で長い間続けられてきた思想であります。しかし、この弊害といふものは実態論であります。まあ理論的にはそういうことが言えますけれども、東京都のように、まあ受験準備というものが過熱してきた場合に、九科目を一律に受験準備をする、そうすると、試験という性質上実技を伴うようなもの、実技が軽んぜられて、どうしても試験になじむような領域だけに力を注ぐとか、いろいろな実態上の弊害が出てきた。そして私もこの七月に通達を出すまでに、関係者相当集まつてもらひまして、この研究会をつくりまして議論をした結果、むしろ全国一律にこの九科目のほうがいいんだといふことは実態に即しないのじゃないかといふことと、それはむしろ教科の数は各府県、あるいは各府県における学校の種類といふものに即して都道府県で判断してきめるといふほうがよろからう、それが少なくとも現時点ではその弊害を除去することになるであらうといふことであります。そういうことでこの通達を出したわけでありまして、その一面におきましては、ある時期には九教科をやることがむしろ中学校における教科のつまみ食

いにならぬという意味ではすぐれた面もあるわけですが、いけなひな、実態上、全体に押しつけることはいろいろな内申書等のほろを加味していくといふことがむしろ弊害が及ばないといふところが相当あるわけでありまして、そういうふうな実態としてでも推移しているといふのが実情でございます。

○秋山長造君 そうしますと、九教科という通達を変更されたといふことは、必ずしも九教科を続けることが適当でないといふ判断されたわけじゃないですか。九教科でもかまわぬが、そういうことを、何教科かといふことを文部省のほうできめてやるのが適当でない、だから九教科でもよろしい、少ないところ、それは全然地方の自主性にまかせ、こういうことなんですか。九教科は適当でない、もう少し減らせといふ意味は含まれておりませんか、この新しい通達に。

○政府委員(斎藤正君) その点がまさしく研究会でも非常に議論になったところでありまして、何教科、いわゆる基礎教科の三教科が、東京都のほうにそういうふうなことが標準だと定めるべきかどうかといふことを議論したのでございまして、この入学試験問題、高等学校に対する入学試験問題といふのは、府県によつて、またこうした高等学校の配置の状況によつて入学試験自体はそう問題にならないところがあるわけでございます。極端な問題になつていないところでは、九教科をやるか、ある教科を選ぶかといふことは、本質的に入学試験問題に影響を及ぼさないといふところがあるわけでございます。でございまして、議論としてはございまして、そんなに多くやる必要があるかどうかといふことがございまして、たしかに、その際に九教科をやるのは悪いのだといふだけの根拠もない、そういう何でもやって差しつかえないところもあるわけでございますから、その意味で、むしろそれは府県の判断にゆだねることが、現実問題として入学試験問題の改善になる、こう判断したわけでありまして、何教科をやれといふ思想はこの通達にはございせん。

○秋山長造君 そのところ、九教科、必修教科全部にわたつて試験をするということになれば、中学校の教育の正常化、正常さが書かれるといふことはなしに済むだらう、それから中学校の教育の正常化、正常さといふものを中心に考えた結果が、必修科目全部を通じてやつたがよろしい、こうなつたと思ふのです。ところが、それがいづれにしても九教科をやめろといふ意味じゃないとおつしやつても、いままで九教科がよろしいとおつしやつたのを、とにかくそれをやめたのですから、だから、その反面の解釈としては九教科は多過ぎるのだ、こうなつたと思ふのですが、事実上、そうなるのと三つなり五つなりとこうなつた場合、英語とか、数学とか、国語とか、受験科目の学科はいいですが、受験科目からはずれた学科のほうはどうしても軽んぜられると、さつき三十八年の局長通達の必修科目全部にわたつて試験をするのが望ましい、それが中学校の教育の正常化のためだといふその趣旨といふものは、今度はそれほどウエイトを占めぬことになつた、今度の通達では、私が聞くのは、どうもちよつと私回りくどい聞き方で恐縮ですけども、私の意味はわかつていただけたと思ふのですが、そこを文部省が一部の教科に限るといふことは、やはりほかの教科を軽んずるといふか、一部の受験科目だけに中学校の力が集中するといふことになつておもしろくない結果が出てくるといふことを心配されて、全教科にわたつて漏れなくやつたがよろしいといふことを三十八年に決定されただけでなしに、四十一年度、去年の三月二十九日のこの委員会でもそういう説明をきつぱりやつておられたのに、それから四月九日たつたかたぬ間に、今度はそれがぐらつと変わったわけですね。つまり科目を減らして別に中学校の教育の正常さ、正常を書きないといふ判断に変わられたわけだらうと思ふのですね、そこら辺どうも私、あるいは七月十八日の新しい通達を出される前に東京の学校群の

問題が出てきて、学校群をやるということが一応きまっています。そしてそれに関連して東京都が九科目から三科目に減らしたわけですね。そういうことが何か新しい方針に変えた、新しい通達、通達を出された大きな要因になっているのじゃないかという感じがするのですがね。もしそういうことだと、さっきおっしゃったように、学校群というのは東京だけの特殊な問題であって、この方針で地方に及ぼすべきものじゃないという局長の御発言とまた抵触してくるのじゃないかというふうに思いますが、いかがですか。

○政府委員(斎藤正吉) 私、説明が十分でございませんで、九教科全部やるのが中学校の教育の正常化のためにいいと判断して従来推移してきたものが、理論的にはなるほどそうだけれども、実際として、要するに実技なり何なり、ほかでそういう領域に主を注ぐべきものが、受験準備というより形で正常でないことも出てきている面もあるわけですね。ですから、九教科を維持するということが、むしろ逆に、場所によっては中学校教育に悪い影響を及ぼしているという判断の実態もあるわけですね。それから、そこで、それはむしろ府県なりの実態に即して考えるほうがいいというところであります。これはむしろ理論的な問題というよりは実際の問題でありまして、じゃ、このまま推移していった場合に将来どういふものが出るかということ、またいまのようにいろいろ問題が出てまいりますれば、教科の問題がまたもう一度超上にのぼるという時期があるわけですね。まして、ただ、九科目で相当試験が過熱しているところでは、ややもすれば九教科をやることがむしろ理論的には平等に取り扱うべきでないが、実際に日常の教育が曲げられるおそれがあるということも実態としてあったわけですね。ですから、その点は考え方としては矛盾をしないのであります。しかし、一面においては、九教科という方針を立てながら、そこについては、県によりましては実情としてさういふ来たるべきという判断のところは、九教科を捨てろというこ

とをまた指導する必要もない。要するに、千編一律に各府県の実情を考えないで、およそ九教科をやれとか、九教科をやるなという指導は、高等学校の入学試験問題については、やはりむしろ実情に即さないのじゃないかという判断に立ちましたので、教科についての選択を都道府県にゆだねた、こういう経緯でございします。

○秋山長造君 そうすると、これはもう率直にお尋ねしますが、前の三十八年の通達は適当でなかったということですね。全教科をやれという通達があったのは必ずしも適当でなかった、誤って改むるにはばかることなれというところで新しい通達を出されたということですか。

○政府委員(斎藤正吉) それまでそういう方針をとったことは意味があつたのであります。しかし、それはだんだん推移して、実態としてさういふところが出てきたから改正をしたということでありまして、教科について、教科を幾つにするかというところは、正直なところ便宜論の域を出ないので、入学試験については、でございしますから、それはやっぱり実態に応じて考えるべきだ、今回の通達もそこは固定するなという趣旨が出ております。ですから、かりに教科を三教科とつたところで、そしてそれを毎年府県によって固定させることがいかに、同じ府県であっても逐次新たに教科を毎年一つ加えていくのがいいか、後退させるのがあるか、その辺はやはりよく考えなければいけません。その固定的に考える必要がない、全国統一に行なわなければならぬものでもないからというものが、この考え方の基礎にあるわけでありまして。

○秋山長造君 便宜という話があつたのですが、それはやっぱり試験をするほうからいえば、それは一つの、だれをパスさせるかという便宜かもしれない。しかし、やっぱりこれはさきからしつこく言いますけれども、それは全教科にわたつてやるか、それとも英語、数字、国語にわたつてやるか、極端なことを言えば、英語なら英語だけをやるか、中学校の教育にとつては便宜の問題じゃないんじやないかと思つたのです。やはりそれは三

十八年の局長通達を出されたときの趣旨というものは、やはり私は間違つてないんじやないかと思つたのです。間違つてないと思つたのです。やはりそれは試験科目にはまらうがはまるまいが、はずれようがはずれまいが、中学校では別にそんなことは差別なしに、すべての教科にわたつて公平にやられるんだと、さうあるべきでしうけれども、実際にはさうなりません。それはやはり三にならば三に集中されるんです。これは授業時間でも何でもさういふようになりますよ、それは事実上。そうすると、それはそれにはずれた科目の先生というのはやはりそれは何かにつけて影が薄くなる、発言権も少なくなるということ、これははやむを得ぬ事実です。だから、そこにはやはり正常な中学校の教育というものがまたその面から害されるおそれはないかということを、まあ私はどうもさういふように思えてならぬからしつこく言つていふんです。単なる便宜の問題じゃない、これは高等学校にとつてはさうかもしれぬけれども、中学校にとつては。

○政府委員(斎藤正吉) 便宜ということばは取り消しますけれども、ただ、この通達が試験の実施科目というところだけを言つたわけではなくて、一面においては中学校の要するに学習活動というものを評価するということを一面言つておりました。そしてそれは具体的にどういふ配分を加えるかというのには府県にゆだねておられますけれども、この通達の――通達のというよりは、この考え方というものに基きまして、この学力検査の不実施の教科の扱い方につきまして、それぞれ中学校における学習の実態というものを高くすると、いろいろなふうを加えておるわけで、全部の問題としてみていただくといいことであります。で、まあ便宜ということばは適当じゃありませんけれども、しかし、たとえばお国語と数学と英語だけでいいというふうな論理もないのであります。それにあるときにも一つ四を加えるほうがいい、そして逐次増すほうがいいというよりな考え方でも成り立ち得るわけでありまして、

五とか三とかいふもの自体に理論的に根拠を求めることは困難であるという意味で私は申し上げたのであります。しかし、一面におきまして、先ほど申しますように、九教科を一律横隊に全部やることについての問題が出てきておりますから、それがこの通達の趣旨であらうと考えます。

○秋山長造君 まあ局長のお考えは大体わかりますが、これはどうですか、いま局長のお話では、文部省のほうは何科目にしろとか、するなとかいふような指示をすることが適当でないから、ああいう通達にかえたところ、さうおっしゃるのですが、ところがその通達が出た――過去のことはかりませんが、通達が出た一カ月ほどとすると、当時の有田文部大臣が大阪で記者会見をやられて、高校入試の科目数については、文部省として一定の基準を設けたという発言をしておられるのです。これは御記憶ですか、それはどういふ関係になるんですか。

○政府委員(斎藤正吉) 大臣がおそらく地方に出られました、何か府県の判断によつてやるといふことでなくて、おおむね共通のワケがあつたほうがいいかという御質問があつたときのお答えだつたと思つたのですけれども、私もこの通達の考え方方をいまのところ変えておらないのであります。それは教科の実施につきましては、これは府県の判断でいいというふうな現在考えております。これがまたその実施状況というもののについて非常に弊害がさういふ方向に出てまいりますれば、これはまたその時点で判断すべきことでありますけれども、現在のところ教科が、あるところは九教科が残つており、あるところは五教科があり、あるところは四教科であり、あるところは三教科であるという現在の府県の実態というものは、私は何かそれは全部一律に矯正しなければならぬほど弊害が現在の時点であるとは思われないのであります。ですから、この通達の考え方は、終始現在まで変わっておりません。ただもう一つは、やはりこれは試験の教科の問題じゃなくて、この通達で言つておりますように、内申書を重視する、そしてその内申書というものは、中学校教

育の全教育活動というものをできるだけ選抜で重視するということが基本の考えである。その基本の仕組みというものを一律にきめる段階ではまだないで、それはもう最大限に府県で努力をなささいというところで、その効果は逐次出てきておるわけでございますから、私はこの通牒というものを現在の時点で改変することは適当でない、むしろ、いい芽が伸びてきておるといふふうに考えていいのじゃないかと思ひます。

○秋山長造君 結局その学科が、課目が減つた面は内申書の重視ということで補つていけるのじゃないか、それから両方抱き合わせを片寄ったことにはならぬ、正常な教育をこなうことにはならぬじゃないかと、こういうお考えだと思ひます。そこで問題は内申書ですね。内申書を重視しろ重視しろといふことをいふん通達でもおつしやられたけれども、いまでもいふんおつしやつておるのですが、この内申書の評価法というものが一体どれだけ信頼性を持っておるのかということですね。どれだけの客観性を持っておるのかということですね。その点はいかがですか。

○国務大臣(羽本亨弘君) 私はやはりいろいろ議論されておりますけれども、やはり六三制で一番の問題は入学試験の問題であらうと思ひます。現段階において中学校から高等学校に入り出す場合は、九七%とかいうぐらいに、相当学校の選択いかんによりましては大体志願者が入学できるという状況になっておりました、ここで入学試験の問題がまあいふ議論されておりますけれども、やり方によつては、中学校から高等学校に行く場合は入学試験の問題は相当解決できる方向に向かつておると私は思ひます。その一番大きな入学試験に對します欠陥を是正するのは、やはり何と申ししても内申書を重視する、私のこの一点に限られておると思ひます。でございますから、いわゆる中学校当局が、ほとんど相当なものが上級学校に入りますから、個人に向かつて虚偽の内申書を出すということは考えられません。したがひまして、まあ学校における内申書は、一応

これは正当な内申書と信じていいのじゃないか。問題になりますのは、内申書のそれじや学校差といふものについてどう考へるかという問題でございますが、私はいま学区制度が大体きまつておりまして、ある高等学校に入学する中学校といふのは限定された中学校が入つてくるのでございまして、高等学校自体におきましては内申書の結果と、それからその後におきます高等学校の成績をずっと追跡をいたしまして、長期にわたつて学校がそれだけの努力を払へば、そのある学校の内申書といふものに対する信頼性といふものがあるのだからその学校については私は発見できると思ひます。ですから、それだけのいよめる努力をすることによつて内申書の評価に對して学校自体である程度の評価をいたすことは私はできるんじゃないかならうか、その内申書そのものを率直に甲も乙もずつと同じ価値として受け入れるという態度でなしに、ある程度の学校差といふものを追跡することによつて、私は評価のいよめる位置づけができるのじゃないか。これを直すことによりまして、大体これができるところが、入学試験を内申書を重視してなぜやるかといふことは、私に言わせれば、入学試験をやることは、科目によつて試験することによつて内申書とそれを比較検討してみても、内申書はどの程度にいよめる評価できるかといふ一つの判断の材料になる。そこで、それでは九教科を全部やるかといふと、それにはやはり科目を幾つか選んでやることによつても、内申書の評価と入学試験の結果との対比によりまして相当の評価はできるんじゃないかならうか。まあそういう意味で局長は学科目については便宜のたといふ説明をしたようでございますけれども、それはいわゆる入学試験といふもののだけが絶対に信頼性がある、そしてそれだけでやるという場合は、これは学科目について九科目全部やつてやらなければならぬといふことになると思ひますが、いわば内申書を主として考へて入学試験はその成績を参照するといふような立場に立ちますと、その科目についてはある年には何をやる、ある年には何をやる

と、必ずしも九科目全部をやらなくてもいいんじゃないかならうか、こういう入学試験の場合が一番困難な問題でございまして、結論としては私は内申書をいかに重大な入学試験の素材にするかといふことが問題ではないかと思ひます。で、私は、実は私も自分でこの問題、入学試験問題についていふん苦しんでまいりましたが、そしてこれを検討してみたいことがございまして、入学試験の結論と、それからその学校に入つたあとの成績とは非常に差が違つてくる。入学試験のときの成績といふものは、中に入りましたときと大きな違いが起こつてくるのが普通でございまして。それはおそろく一回の試験でやるよりも、何回も何回も、いわゆる在学中に繰り返された成績のほうが信頼性が多い。そういう意味において、この内申書の重視といふことが入学試験に一番大事なところじゃないか。だから、入学試験の科目をきめるとかいふ問題は、入学試験だけを最高の入学基準として考へるといふところに入学試験問題について一番誤りがある。また、そのことが入学試験のいよめる弊害といふものをいま起こしておるのでございまして、どうしても内申書を最重視するといふ方向に入学試験は当然に行くべきものであつて、その信頼性についてはやはり高等学校、受け入れるほうもこれに對して十分な努力をしていくべきだと、こう考へるのです。これはなかなか解決策じゃございませぬけれども、まだそのほうに現在の入学試験の弊害を除去する意味において私は正しい方向でなからうかと、私自身は考へております。

○秋山長造君 よくわかりました、それから内申書を重視するといふ趣旨はけっこうだと思ひます。ただ、いまも大臣がおつしやるように、それに客観的にどれだけの評価の価値があるかといふことだらうと思ひます。それで、それについて追跡調査云々といふ話がありました、その追跡調査といふものはやっぱり府県教委でやつておるのですか、どうですか、実際はどうなんですか。追跡調査は、内申書重視といふことを言い出されてから

だ、いふ長いのですが、やらしておるのですか、どうなんですか。

○政府委員(斎藤正君) 追跡と申しますか、過去の実績を参照して、ある一種の補正的な措置を講ずる府県も出ておるわけでございます。それから、いまおつしやりました内申書の客観性のために処置をどうとるかといふことについて、あるいは神奈川県のように部分的な内申書と中学校時代の標準学力調査といふものを併用しておるところもございまして、一定の限界、下位のほうについて特に中学校時代の成績を非常に重く見るというやうなことをやつておるところもございまして。それからもう一つは、客観的な意味でございまして、けれども、高等教育と違ひまして、高等学校に入るということは、若干のたとえば客観性の論理性にたえずなくとも、中学校教育の正常化を維持するために、ある程度のところははしよつても中学校の内申書を重視するといふやうな政策を府県によつてはとり得ることとございまして、そういうやうなことの現在の各府県の利用のしかたといふのは、まだまちまちでございまして、それぞれその内申書を重視するといふことで逐年進んでおるとは事実でございまして、その方向を進めるやうにわれわれとしても努力してまいりたいと、こう思ひわけでありまして。

○秋山長造君 もう結論を急ぎますが、そういうふうにしまして、とにかく激烈なこの受験競争を少しでも緩和し、そして中学校の教育を正常化していくという努力をされておるわけで、それは一そり積極的に努力していただかなければならぬと思ひます。そういう努力と並行していつも問題になる補習授業の廃止といふことですね、これはどうですか。実際は、日教組あたりでも、これは断然やめるといふ決議まで再三行なわれておるやうな状態なんです、事実上どうなつておるのですか、補習授業は。

○政府委員(斎藤正君) 入学試験のための補習教育といふものがまだ残つておることは、おそらく中学校につきましても、高等学校につきましても

も、なお残つておる実情があると思ひます。私も、これは逐次、ほかの問題との関連もございませうけれども、要するに、学校につきましても児童生徒の本来の教育のために集中していただいて、他の要因というものはできるだけ整理していくという方向で努力してまいりたいと思つております。

○秋山長造君 積極的に補習授業をやめるということ指導しておられるわけじゃないのですか。○政府委員(斎藤正君) この点につきましては、いろいろ問題を担当いたします指導部課長会議におきまして、それぞれ具体的にどういふふうにやめていくかということ議論しながらその考えを進めていっていただくことになって、通牒等で、ただ補習授業をどういふ表現はいたしてございませうけれども、いろいろな実態がある性格の方向にわれわれとしては努力していく、こういうことではあります。

○秋山長造君 日教組が再三これを断然やめろという決議をされ、また、あなたの方でもいろいろな機会にこれをやめろという努力をされながら、先ほどの御答弁のように、まだまだ地方の実態で見れば、補習授業というものが簡単にやめていけるものではない、やっぱり端的に入試問題というものがなかなか解決がむずかしいということであらわしておると思ふのです。先ほどおっしゃったように内申書を重視していく、そしてまた、内申書の客観性というものをさらに高めていくというふうなことから受験難を緩和していきけるんだというお話ですが、それならば、それにそれだけの効果があるならば、やはりもう少し受験準備教育、補習教育というものがやまっていふに思ふんですけれども、これはあなたの方ばかり責めても解決するものじゃないけれども、しかし、やはりもう少し積極的にやめろという指導をさるべきじゃないか。それから同時に、この内申の重視ということについても、ただ内申を重視しろということだけでなしに、ま

た重視に値する内申の制度というものをやっぱり確立しなければならぬわけですから、そこらの指導と努力をもつと積極的にやらざるべきじゃないかという気がするんですが、いかがですか。

○政府委員(斎藤正君) 単に入試問題だけでなく、実は中学校における、すなわち前期中等教育における進路指導の問題というものが、ことしのわれわれの研究の一つの重要な課題になっております。中教審の答申もこれに触れております。し、実は今回の予算でこの答申に関連する研究会を設けます一つの部門は、中学校における進路指導の問題、それに対する観察、評価というものの一つ力点があるわけございまして、そういう問題と合わせながら御質問の趣旨の実現に努力をしまつてまいりたい、かように考えております。

○秋山長造君 これで終わりますが、将来の問題ですが、さしあたっては、来年の入試の問題ですが、これはもう昨年の七月に出されたあの局長通達というものをそのまま適用しておやりになるおつもりですか、これをもう変更するおつもりはないのですか。

○政府委員(斎藤正君) あらためて通牒を出す考えを持っておりません。と申しますのは、この通牒の方向で、従来、内申書を同等という表現を、同等という限定を付さないで重視するということに表現を変えまして、そうしてその結果といたしまして、同等でないものは同等の線に、それから同等の実績があつて、さらに強化するものは強化する方向に進んでおりますので、私はことしの試験のために通牒を新たに出すというよりは、現在の進むべき方向に改善の方向を府県で進めていただくといいことで現在の段階はいい。むしろ、いろいろなことを改変するよりは、改変した通牒を出すよりは、そのほうが実効が上がるという判断をいたしておるわけでありまして。

○小林武君 それに関連してひとつ。いままでの問題に関連したことについてひとつだけ質問したいわけですが。それは中教審の会議の記録の公開ですね、このことについては、中村文部大臣のとき

に、この記録の公開をするという約束をしておる。ただし、記録の公開することは認められたけれども、私のほうとしても大臣の希望を入れたわけですが、どういふ希望を入れたかというところ、それをやるにしても、記録の公開はするけれども、やはり中央教育審議会の皆さんの了解をとっておく必要があるからという御意見だった。その点については、私はごもっともだと了解したわけですが。だから、御文部大臣になつてもこの点は間違いがないかどうか。これは前の大臣の約束だから、私の時代になつたら公開はやめまして、こうおっしゃるのかどうか。公開といつても、私はそこらじゅうにみんな出すということじゃないんです。われわれが見れるかどうか。私は見たいところがいま出ましたから、それでもこの点について確かめておきたい。

○国務大臣(細木弘弘君) これはもちろん中教審が審議されることですから、中教審の委員の御了解を得なければならぬと思ひますけれども、普通、非公開という面はほとんどないと思ひますし、了解を得まして、できるだけ公開という形をとつてまいりたいと思ひます。

○小林武君 先ほどもお話があつたように、今度のあれでは若返りをやつて、だいたいかわられるらしい様子でございますが、前から、ずっと中教審ができて以来のことを考えると、前の委員でなつていない人もだいたいあるわけですから、一々それは公開しないといつて、前の人の分まで御了解を得なければならぬことないと思ふので、一応あの場合には突如出てきたといつては悪いけれども、突如ここで言われたことだから、大臣としてはそういう点、配慮されたと思ふ。ですから、一々そういう了解を得るとか何とかといふことなくしてまいりたいと思ひます。

それから、これはあとで聞けないものですか。ここで一つ二つ別のことをお聞きしますが、小学校、中学校、まあ高等学校でもけっこうですが、天水を飲んでる学校というのは、一体どのくらいあるんですか。別に答弁なくても、あとで

けつこうですから、それを調べてもらいたいということ、その中で、近くの所から普通の飲料水を運ぶ可能性のないところもありますけれども、可能性のある離島というふうなもの、離島といつても瀬戸内海のようなところで、持っていけば飲めるというふうな可能性のあるものが一体どのくらいあるのか、それをお尋ねしたい。

それからもう一つは、スクールバスとか、スクールボートですね、これを毎年ふやしています。これはけつこうだと思ふが、ところが、大体ここにやたらよろしいという県のあれがやつて、市町村で人件費その他困るから、県がもつたらいいだろうといつても引き受けられませんとするようないふものがどのくらいあるのか。実はこの間、私のところに、県は了解したけれども、どうしても町の経済の事情でとてもできないといつて困り切つていらっしゃるんだという先生があつたわけですが。そういうものが、全国的にそういう調べができるかどうかかわからぬけれども、断られたというふうなのがわかつたら、その数もあとで知らせてもらいたい。これはいまこでなくともけつこうです。

○政府委員(斎藤正君) 前段の点は体育局とよく相談いたしました。――天水の問題ですね。それから後段の問題に関連しては、われわれが知っている限りのことございまして、実はその実情というものをなかなか知りにくいものでございまして、どの程度の御答弁ができますか、調べましてお答えいたしたいと思います。

○千葉千代世君 いまの中教審の委員についての関連ですが、委員の選定については何か基準があるんでしょうか。

○政府委員(斎藤正君) 文部省設置法によりますと、「中央教育審議会は、人格が高潔で、教育、学術又は文化に広く且つ高い識見を有する者のうちから、文部大臣が内閣の承認を経て任命する」、法律上の要件として、そういうことになっております。

○千葉千代世君 人格高潔、高い識見というの

は、文部大臣がそれを認めればよろしいんですか、それが認定するんですかという事です。

○政府委員(斎藤正君) 任命権者であります文部大臣が、この法律の趣旨に照らして判断するということでございます。

○千葉千代世君 たいへん失礼な質問ですけれども、政府機関の審議会の委員です。そういう委員の中には、悪いことは言えませんが、たいへん御用的な存在が多い委員会がかなり多いというわけなんです。それで、文部省の審議会の委員にはそういう方はないと思うんですけれども、文部省のよ

○千葉千代世君 たいへん失礼な質問ですけれども、政府機関の審議会の委員です。そういう委員の中には、悪いことは言えませんが、たいへん御用的な存在が多い委員会がかなり多いというわけなんです。それで、文部省の審議会の委員にはそういう方はないと思うんですけれども、文部省のよ

○國務大臣(鈴木幸弘君) その文部省の諮問する事項は、文部省が一つの答申を予測しまして、文部省自体はこう考えるから、それに裏づけをしてくれというふうな意味合いの審議会のあり方ではないと、私、確信しております。でございますから、その審議会におきまして自由な討議の結果、答申をいただくというのでございますから、文部省の、この人は文部省の言うことをきくであらうとかいうことを選択の基礎にはいままでもしてない、私は確信いたしております。たとえ、まあ、かりに最近でありますと、私学の助成の調査会にいたしましたも、それはもう自由な討議をされておりました、まあ結論が一応こうというものは、きのう委員長が新聞発表したようにござい

すが、なおかつこれは最後の答申を得る前にどう変わっていくか、私どもとしては予測をしてい

いのでございます。いわゆる学科課程の審議会にいたしまして、こういうふうにしてほしいというふうな注文を出してやっておるわけじゃございません。そういう次第でございますから、ある一つの、政府が結論を予測しまして、そして答申を求めると、文部省の場合は相当あれは違ひと

○千葉千代世君 それはまあ審議会の性質そのものが、いわゆる諮問されれば、お互いに委員が全知全能を以て自主的に相談し合つてよい意見を答申して、そして文部大臣がそれを採択するし

いのでございます。いわゆる学科課程の審議会にいたしまして、こういうふうにしてほしいというふうな注文を出してやっておるわけじゃございません。そういう次第でございますから、ある一つの、政府が結論を予測しまして、そして答申を求めると、文部省の場合は相当あれは違ひと

ども、なかなか御無理ごもつともな発言も多いのじゃないかと思ひますし、発言も公開できないような場面があるんじゃないかと思ひます。私はそれはだれがどう言つたという事は全然存じ上げないからこういふようなことを申し上げるの

○委員(大谷藤之助君) 速記をとめて。

○委員(大谷藤之助君) 速記をとめて。

○委員(大谷藤之助君) 速記をとめて。

○委員(大谷藤之助君) 速記をとめて。

○委員(大谷藤之助君) 速記をとめて。

○委員(大谷藤之助君) 速記をとめて。

○委員(大谷藤之助君) 速記をとめて。

○委員(大谷藤之助君) 速記をとめて。

○委員(大谷藤之助君) 速記をとめて。

○委員(大谷藤之助君) 速記をとめて。

○委員(大谷藤之助君) 速記をとめて。

○委員(大谷藤之助君) 速記をとめて。

○委員(大谷藤之助君) 速記をとめて。

六月十五日日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は四月二十一日)

一、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案

六月十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の改正に関する請願(第一四四号)

一、ローマ字に関する請願(第一四一五号)

第一四一四号 昭和四十二年六月五日受理

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の改正に関する請願

請願者 山口県徳山市柳ヶ浜 浅本武

紹介議員 二木 謙吾君

この請願の趣旨は、第一〇三七号と同じである。

第一四一五号 昭和四十二年六月五日受理

ローマ字に関する請願

請願者 東京都世田谷区代田三ノ三四ノ一

紹介議員 迫水 久常君

昭和二十九年十二月九日のローマ字つづり方の統一に関する内閣訓令第一号が、いまだにその実をあげていない現状にかんがみ、国会は、政府がすみやかに「地名、教育、公文書」には、内閣告示第一表(いわゆる訓令式)を用いるべきことを各官庁に追加訓令するよう勧告されたい。なお、本請願が審議未了とならないようせつに希望する。

理由

修正を加えたものが日本式つづり方であり、これにさらに手をつくしたのが訓令式(第一表)であつて、現在、国立国会図書館、全国小学校、百万分の一の国際地図、海図、航空図は、この第一表によつてゐるが、一般社会では、いまだにヘボン式つづりを用いることを常識としてゐる。これは、本訓令の趣旨貫徹に歴代内閣の熱意がたりなかつたためである。

二、ローマ字の不統一は、地名だけでなく人名についても外国人に不便ばかりでなく、国内でも電報や電子計算機などにローマ字を使うことがますます多くなつており、実際問題として支障が起つてゐる。昭和三年七月ロンドンで開かれた国際地理学会の決議がきつかけとなつて、昭和五年臨時ローマ字調査会が内閣に設けられ、昭和十二年九月内閣訓令第三号となつていつたん完全な統一が実現した。しかるに戦後、外務省や国鉄が故意に異式の地図を流布して国家の統一方針を妨害してゐることは納得できない。また、国鉄などがヘボン式を固執してゐる理由として、書き変えに費用がかかる、外国人にわかりやすい、ことの二つをあげてゐるが、このような薄弱な口実のもとに間答無用というがんな態度で、政府訓令の方針を妨害してゐる形は改めるべきである。

三、本訓令は、内閣告示の第一表に統一する目的で出されたことは明らかであるが、いまだに統一が実現しない原因は何か。か根は内閣告示第二表というものである。ヘボン式固執者が、この過渡期の許容条項に立てこもり、期限の明示してないことをよいことにしていつまでも動かないからである。これは地名、教育、公文書は即時第一表ということが国語審議会の建議の大眼目であつたのに、本訓令が、この趣旨を採択してゐないが、このかなめの点を落としたところに重大な誤りがあつたのであるから、上記の措置を講ずべきである。

六月十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、日本育英会法の一部を改正する法律案(秋山長造君外一名発議)

一、日本育英会が昭和二十五年四月一日以後の貸与契約により貸与した貸与金の返還免除に關する法律案(秋山長造君外一名発議)

一、女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に關する法律の一部を改正する法律案(小野明君外一名発議)

一、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案(秋山長造君外一名発議)

一、産業教育手当法案(小林武君外一名発議)

一、へき地教育振興法の一部を改正する法律案(鈴木力君外一名発議)

一、市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(小林武君外一名発議)

日本育英会法の一部を改正する法律案
日本育英会法の一部を改正する法律
日本育英会法(昭和十九年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第十六条ノ四第二項中「又ハ高等専門学校」を「高等専門学校又ハ教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)第五條第一項ニ規定スル養成教諭養成機関(以下養成教諭養成機関ト称ス)若ハ同法別表第一ノ備考第二号ニ規定スル教員養成機関(以下教員養成機関ト称ス)に、「一定年数以上継続シテ」を「三年ヲ経過スルマデノ間ニ」に、「其ノ他ノ施設」を「養成教諭養成機関、教員養成機関其ノ他ノ施設」に、「教育ノ職ニ在リタルトキハ」を「教育ノ職ニ就キ二年以上継続シテ其ノ職ニ在リタルトキハ」に、「教育又ハ研究ノ職ニ在リタルトキ」を「教育又ハ研究ノ職ニ就キ二年以上継続シテ其ノ職ニ在リタルトキ」に改める。

第十六条ノ四第三項の次に次の一項を加える。
日本育英会ハ特別ノ事由アリト認ムルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ貸与金ノ返還ヲ免除セラルルコトヲ得ルヲ修業後教育又ハ研究ノ職ニ就ク

コトヲ要スル第二項ノ期限ヲ延期スルコトヲ得
第三十六條ノ二第一項中「又ハ高等専門学校」を「高等専門学校又ハ養成教諭養成機関若ハ教員養成機関」に、「一定年数以上継続シテ」を「三年ヲ経過スルマデノ間ニ」に、「教育又ハ研究ノ職ニ相当スル職ニ在リタルトキハ」を「教育又ハ研究ノ職ニ相当スル職ニ就キ二年以上継続シテ其ノ職ニ在リタルトキハ」に、「同項ノ規定」を「同項及同条第四項」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

日本育英会が昭和二十五年四月一日以後の貸与契約により貸与した貸与金の返還免除に關する法律案
日本育英会が昭和二十五年四月一日以後の貸与契約により貸与した貸与金の返還免除に關する法律
日本育英会が昭和二十五年四月一日以後の貸与契約により貸与した貸与金は、日本育英会法(昭和十九年法律第三十号)第十六条ノ四第二項から第四項まで、第三十六條ノ二及び第三十六條ノ三の規定の適用がないものであつても、これらの規定の例によりその返還を免除することができる。

2 前項の規定により日本育英会が貸与金の返還を免除した場合には、日本育英会法第二十六條ノ二第三項の規定を準用する。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

日本育英会が昭和二十五年四月一日以後の貸与契約により貸与した貸与金は、日本育英会法(昭和十九年法律第三十号)第十六条ノ四第二項から第四項まで、第三十六條ノ二及び第三十六條ノ三の規定の適用がないものであつても、これらの規定の例によりその返還を免除すること

1 日本育英会が昭和二十五年四月一日以後の貸与契約により貸与した貸与金は、日本育英会法(昭和十九年法律第三十号)第十六条ノ四第二項から第四項まで、第三十六條ノ二及び第三十六條ノ三の規定の適用がないものであつても、これらの規定の例によりその返還を免除すること

この法律は、公布の日から施行する。

日本育英会が昭和二十五年四月一日以後の貸与契約により貸与した貸与金は、日本育英会法(昭和十九年法律第三十号)第十六条ノ四第二項から第四項まで、第三十六條ノ二及び第三十六條ノ三の規定の適用がないものであつても、これらの規定の例によりその返還を免除すること

日本育英会が昭和二十五年四月一日以後の貸与契約により貸与した貸与金は、日本育英会法(昭和十九年法律第三十号)第十六条ノ四第二項から第四項まで、第三十六條ノ二及び第三十六條ノ三の規定の適用がないものであつても、これらの規定の例によりその返還を免除すること

日本育英会が昭和二十五年四月一日以後の貸与契約により貸与した貸与金は、日本育英会法(昭和十九年法律第三十号)第十六条ノ四第二項から第四項まで、第三十六條ノ二及び第三十六條ノ三の規定の適用がないものであつても、これらの規定の例によりその返還を免除すること

日本育英会が昭和二十五年四月一日以後の貸与契約により貸与した貸与金は、日本育英会法(昭和十九年法律第三十号)第十六条ノ四第二項から第四項まで、第三十六條ノ二及び第三十六條ノ三の規定の適用がないものであつても、これらの規定の例によりその返還を免除すること

日本育英会が昭和二十五年四月一日以後の貸与契約により貸与した貸与金は、日本育英会法(昭和十九年法律第三十号)第十六条ノ四第二項から第四項まで、第三十六條ノ二及び第三十六條ノ三の規定の適用がないものであつても、これらの規定の例によりその返還を免除すること

日本育英会が昭和二十五年四月一日以後の貸与契約により貸与した貸与金は、日本育英会法(昭和十九年法律第三十号)第十六条ノ四第二項から第四項まで、第三十六條ノ二及び第三十六條ノ三の規定の適用がないものであつても、これらの規定の例によりその返還を免除すること

日本育英会が昭和二十五年四月一日以後の貸与契約により貸与した貸与金は、日本育英会法(昭和十九年法律第三十号)第十六条ノ四第二項から第四項まで、第三十六條ノ二及び第三十六條ノ三の規定の適用がないものであつても、これらの規定の例によりその返還を免除すること

日本育英会が昭和二十五年四月一日以後の貸与契約により貸与した貸与金は、日本育英会法(昭和十九年法律第三十号)第十六条ノ四第二項から第四項まで、第三十六條ノ二及び第三十六條ノ三の規定の適用がないものであつても、これらの規定の例によりその返還を免除すること

「補助教育職員」を「補助教職員」に改める。
本則中「女子教育職員」を「女子教職員」に、「教育職員」を「教職員」に改める。

第二条第二項中「及ビ寮母」を「寮母及び事務職員」に改める。

附則
この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

2 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に關する法律(昭和三十三年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第十條第二号中「女子教育職員」を「女子教職員」に、「補助教育職員」を「補助教職員」に改める。

3 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第十五條第二号中「女子教育職員」を「女子教職員」に、「補助教育職員」を「補助教職員」に改める。

この法律施行に要する経費は、平年度において約五百六十五万円の見込みである。

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案
高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の

一部を改正する法律
高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(昭和二十八年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。
(使用者の義務)
第三条の二 勤労青年を使用する者は、その使用する勤労青年が定時制教育若しくは通信教育を受けることを不当に妨げ、又は当該勤労青年が定時制教育若しくは通信教育を受けることを理由として当該勤労青年に対し不当に不利な取

第三條の二 勤労青年を使用する者は、その使用する勤労青年が定時制教育若しくは通信教育を受けることを不当に妨げ、又は当該勤労青年が定時制教育若しくは通信教育を受けることを理由として当該勤労青年に対し不当に不利な取

扱いはしてはならない。

2 定時制教育又は通信教育を受けている勤労青年を使用する者は、当該勤労青年が定時制教育又は通信教育を受けるのに支障を生じないようにするため、当該勤労青年の労働条件に關し、労働時間の短縮その他の特別の措置を講ずるよう努めなければならない。

第五条の見出し中「校長及び教員」を「教職員」に改め、同条第一項中「及び教員」を「教員」に改め、「政令で定める」を削り、「実習助手に限る。以下同じ。」の下に「及び事務職員その他の職員（本務として夜間において夜間課程（夜間において授業を行なう定時制の課程をいう。以下同じ。）に係る事務その他の職務に従事する者に限る。以下同じ。）」を「乗じて得た額」の下に「（夜間課程を置く高等学校の校長、本務として夜間課程で行なう教育に従事する教員及び事務職員その他の職員にあつては、当該額と五千元とを合計して得た額）を加える。

第六条の見出し中「校長及び教員」を「教職員」に改め、同条中「及び教員」を「教員及び事務職員その他の職員」に改める。

第七条中「校長及び教員」を「校長、教員及び事務職員その他の職員」に改め、「乗じて得た額」の下に「（夜間課程を置く高等学校の校長、本務として夜間課程で行なう教育に従事する教員及び事務職員その他の職員にあつては、当該額と五千元とを合計して得た額）を加える。

附則

この法律は、昭和四十二年九月一日から施行する。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、昭和四十二年度において約二億四千九百万円（平年度約四億二千七百万円）の見込みである。

産業教育手当法案

産業教育手当法

（この法律の趣旨）

第一条 この法律は、国立又は公立の産業高等学校校において産業に關する学科における教育、事務その他の職務に従事する教職員等に対して支給する産業教育手当に關し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において、「産業に關する学科」とは、農業、水産、工業、電波、商業、家庭又は商船に關する専門教育を主とする学科をいい、「産業高等学校」とは、産業に關する学科を置く高等学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校に高等部に産業に關する学科若しくは産業に關する課程（産業に關する学科に相當するものとして文部省令で定めるものをいう。以下同じ。）を置くものをいう。

第三条 国立の産業高等学校の教職員の産業教育手当（国立産業高等学校の教職員の産業教育手当）

第三条 国立の産業高等学校の校長（本務として当該産業高等学校の校長の職にある者に限る。以下同じ。）及び教員、事務職員その他の職員（本務として産業に關する学科又は産業に關する課程における教育、事務その他の職務に従事する者で常時勤務に服することを要するものに限る。以下同じ。）には、その者の俸給月額額の百分の十に相當する額をこえない範囲内において、産業教育手当を支給する。

2 前項の産業教育手当に關し必要な事項は、文部大臣が人事院の意見をきいて定める。

（公立の産業高等学校の教職員の産業教育手当）

第四条 公立の産業高等学校の校長及び教員、事務職員その他の職員の産業教育手当は、前条の規定による国立の産業高等学校の校長及び教員、事務職員その他の職員の産業教育手当を基準として定めるものとする。

附則

1 この法律は、昭和四十二年九月一日から施行する。

2 農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実

習助手に対する産業教育手当の支給に關する法律（昭和三十三年法律第四十五号）は、廃止する。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、平年度において約一千二百二十万円の見込みであるが、この法律は、昭和四十二年九月一日から施行されるため、昭和四十二年度においては約六百五十四万円の見込みである。なお、八百八十二万五千円が昭和四十二年予算に計上されており、同年九月以降の分は、約五百十五万円である。

へき地教育振興法の一部を改正する法律案

へき地教育振興法の一部を改正する法律案

へき地教育振興法（昭和二十九年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「恵まれない」を「恵まれず、他の地域に比較して住民の生活文化水準が著しく低い」に改める。

第三条第五号を次のように改める。

五 へき地学校における学校給食の実施に必要な施設及び設備を整備し、並びに学校給食の運営を行なうこと。

第三条第五号の次に次の一号を加える。

六 へき地学校の児童及び生徒の通学のための自動車又は船舶の購入、整備及び運行、へき地学校の児童及び生徒のための寄宿舎の設置その他へき地学校の児童及び生徒の通学を容易にするため必要な措置を講ずること。

第五条の第三項中「級別に應ずる支給割合を乗じて算出するもの」とし、当該級別の指定は条例で行い、当該支給割合は条例で定めるものとする。を「級別及び種別に應ずる支給割合を乗じて算出するものとする。ただし、その額がへき地学校の級別及び種別に應じて定められる最低保障額に達しないときは、その最低保障額に相當する額をへき地手当の月額とするものとする」に改め、

同条第二項中「程度の軽重」を「程度及び市町村の財政の状況」に、「その級別指定の基準は、文部省令で定める」を「へき地手当に關するへき地学校の種別は、五級について、へき地学校の所在地の保健、医療その他の衛生に關する環境の程度に應じ、一種から三種までとする」に改め、同条第三項中「第一項の規定による」を削り、「級別の」を「級別及び種別の」に改め、「前項の規定により」を削り、「級別指定」を「級別及び種別の指定」に、「これを」を「条例で、」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 第一項に規定する支給割合は、次の表の上欄に掲げる級別及び種別に應ずるそれぞれ同表の中欄に掲げる割合を基準とし、同項に規定する最低保障額は、同表の上欄に掲げる級別及び種別に應ずるそれぞれ同表の下欄に掲げる額を下らないように、条例で、定めなければならない。

へき地学校の級別及び種別	基準となるべき割合	最低保障基準額	一			二			三			四			五級		
			級	種	別	級	種	別	級	種	別	級	種	別	級	種	別
一	百分の十	三千五百円	級	種	別	級	種	別	級	種	別	級	種	別	級	種	別
二	百分の十五	五千二百五十円	級	種	別	級	種	別	級	種	別	級	種	別	級	種	別
三	百分の二十	七千円	級	種	別	級	種	別	級	種	別	級	種	別	級	種	別
四	百分の二十五	八千七百五十円	級	種	別	級	種	別	級	種	別	級	種	別	級	種	別
五級	百分の三十	一万五百円	級	種	別	級	種	別	級	種	別	級	種	別	級	種	別
三種	百分の三十三	一万一千五百五十円	級	種	別	級	種	別	級	種	別	級	種	別	級	種	別
三種	百分の三十六	一万二千六百円	級	種	別	級	種	別	級	種	別	級	種	別	級	種	別

第六条第一項中「二分の一」を「十分の八」に改める。

附則

1 この法律は、昭和四十二年九月一日から施行する。ただし、この法律による改正後のへき地教育振興法第六条の規定は、昭和四十二年四月一日から適用する。

2 昭和四十一年度以前の予算に係る国庫補助金

については、なお従前の例による。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、昭和四十二年度において約二十七億円（平年度約二十九億円）の見込みである。

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律

市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。
第一条中「以下同じ。」及び「事務職員に係るものとする。」を削る。

附 則

1 この法律は、昭和四十二年九月一日から施行する。

2 この法律による改正後の市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条の規定中時間外勤務手当（同法第一条に規定する事務職員に係るものを除く。）に係る部分は、昭和四十二年九月一日以後の時間外勤務に係る時間外勤務手当につき適用があるものとする。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、昭和四十二年度において約五十三億五千五百万円（平年度約九十一億八千万円）の見込みである。